尾張旭市非常勤職員（　　図書館司書　　）勤務条件通知書

必要資格	図書館司書
任用期間	令和6年4月1日　から 令和7年3月31日　まで
就業場所	尾張旭市立図書館
従事する業務内容	図書館資料の収集と整備、レファレンス業務、図書館利用促進事業、カウンター業務、開館準備、閉館作業
始業・終業の時刻 休憩時間等	1　始業・終業の時刻等 通常勤務：8時30分から15時30分まで 遅番勤務：13時15分から19時15分まで 会議、研修等により勤務時間の変更あり 1日の勤務時間・・・ 6時間　　1週間の勤務時間・・・ 30時間 2　休憩時間 通常勤務：60分 遅番勤務：0分 3　所定労働時間外勤務の有無 無（災害等特殊な場合除く）
勤務日	週 5日（平日及び土・日・祝日を含むシフト勤務）
休日	1　週休日 第1・3・5月曜日（祝日・振替休日の場合は次の平日） 国民の祝日相当分として所属長が指定する日 2　勤務を要しない日 月当たり8日程度 年末年始（12月29日から1月3日まで）
年次有給休暇	10日（勤務日数により変動する場合あり）
報酬等	1　基本報酬（月給）　（令和5年10月1日現在） 129,579円～ 167,575円 参考（大卒の方の場合）・・・・・・ 157,317円 2　諸手当 距離や通勤方法に応じて支給 3　期末手当 基準日時点で在席しており、週20時間以上勤務かつ6月以上の任用の場合支給
その他	1　社会保険等 ⑴　健康保険：　　加入 ⑵　厚生年金保険：加入 ⑶　雇用保険：　　加入 2　災害補償 公務上の災害（負傷または疾病）または通勤による災害を受けた場合は、尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例又は、労働者災害補償保険法の規定に基づいて補償を受けることができます。